

長浜市スポーツ少年団登録規程施行細則

第1条 この細則は、日本スポーツ少年団登録規程第3条および第5条に関する事項について定める。

第2条 日本スポーツ少年団登録規程第3条に関しては次の通りとする。

- 1 スポーツ少年団は原則として小学生以上の団員10名以上と満18歳以上の指導者、役員またはスタッフで構成され、その登録にあたっては、日本スポーツ少年団が制定する登録システムにて、毎年4月1日から7月20日までの期間内に所属する長浜市スポーツ少年団に申請するものとする。ただし、満3歳以上小学生未満の者を登録する場合は、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力、運動能力を十分に考慮し、個別に対応するものとする。
- 2 満20歳以上の指導者、役員またはスタッフのうち1名を代表とする。なお、2団以上の代表者を兼ねることはできない。
- 3 団には日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格保有者、満20歳以上の役員またはスタッフ2名以上の登録を必須とする。なお、指導者は少なくとも2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者〔2019年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格保有していたものまたはスタートコーチ（スポーツ少年団）保有者〕としなければならない。ただし新規登録団については、年度内にその登録指導者が資格を取得すればよいものとする。
- 4 長浜市スポーツ少年団は上記手続きを経たスポーツ少年団を取りまとめ、7月31日までの期間内に滋賀県スポーツ少年団に、登録申請の届出を行う。また長浜市所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。
- 5 長浜市スポーツ少年団への登録料は、団員1名700円、指導者・役員およびスタッフ1名1,200円とする。

第3条 日本スポーツ少年団登録規程第5条に関しては次の通りとする。

- 1 新規登録団については日本スポーツ少年団の交付する団認定証と認定リボンを配布するとともに、また、新規登録団はスポーツ少年団団旗を保持しなければならない。
- 2 更新登録団については日本スポーツ少年団の交付する認定リボンを配布する。
- 3 団員については日本スポーツ少年団の交付する団員章を配布する。
- 4 指導者については日本スポーツ少年団の交付する登録証ならびに指導者章を配付する。
- 5 役員およびスタッフについては日本スポーツ少年団の交付する登録証を配付する。

第4条 前条による認定を受けた団、団員、指導者は市区町村、都道府県、日本スポーツ少年団が実施する事業等に参加の権利を有すると共に、日本スポーツ少年団の制定する標章等の使用を認められる。

第5条 この細則は長浜市スポーツ少年団代議員会の議決によって変更することができる。

附則 この規程は、平成18年 4月27日から施行する。
附則 この規程は、平成29年 4月22日から施行する。
附則 この規程は、平成30年 4月21日から施行する。
附則 この規程は、令和 2年 4月29日から施行する。